

様式 1

令和 4 年 9 月 11 日

孝母代表者会議 会長 鈴木 重久 様

豊田市長 太田 稔彦

諮 問 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき、
下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

豊田市山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する条例（令和3年12月28日条例第38号 略称「山村条例」）の理念の実現に向けた今後の取組の参考にするため、条例第5条に定める市民の役割について、都市と山村地域の交流や連携（つながり）を深める機会を増やすために、地区住民や地域で実践可能な取組や、そのために必要な方策等について諮問します。

山村条例（抜粋）

第5条（市民の役割）

- 1 市民は、山村の価値が豊かな暮らしの礎であることを理解するものとする。
- 2 山村の価値を知ること、見ること又は体験することにより、これを学ぶよう努める。
- 3 共働により山村を守り、山村の価値を暮らしに生かすよう努める。
- 4 都市と山村が互いに交流し支え合うよう努める。

2 答申書提出期限

令和 4 年 1 1 月 3 0 日 まで

3 主管課名

企画政策部 企画課

様式3

令和 4年 月 日

豊田市長 太田 稔彦 様

拳母代表者会議 会長 鈴木 重久

答 申 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき諮問を受けたことについて、下記のとおり答申します。

記